

建築家の建築設計監理とその報酬についての意識調査

(その3. 公共建築における設計受託の現況について)

中島 一・松本 壮一郎

A Research on the Design, Construction Supervision and their Remunerations by Architect. III

Hajimu NAKAJIMA and Souichiro MATSUMOTO

Today, it seems that the architects are losing a social position due to the unreasonable dumping and tender for design and supervision fee.

Then, we investigated the present condition of the design trusting for public facilities and seeked how the cost of design and supervision should be in the future.

1. はじめに

建築家は、建築主からの種々の設計委嘱を、高度の創造力、技術力、他の幾多の専門分野の作業をまとめる総合力によって、建築主の意図を尊重すると同時に、社会、文化的配慮を払い、責任をもって設計する者で、建築主との関係は従属関係ではなく、ある距離をもって自主性を堅持するもので、報酬をうけることは営利行為ではなくて、自由な独立性を堅持するための要件であると考えられている¹⁾。

ところが最近、設計監理報酬のダンピング、競争入札等が横行し、建築を創造し、都市のよりよい環境づくりに寄与する職能人としての建築家とその基盤を失いつつある。

本研究は、先に報告した「その1. 発注者の建築設計・工事監理及び報酬の捉え方について²⁾」「その2. 建築家の建築設計・工事監理及び報酬の捉え方について²⁾」に引き続きもので、建設省告示(昭和54年7月10日)で設計監理業務報酬基準が示され、ほぼ1年を経過した時点での、東海北陸地域における公共建築の設計受託の現況を調査し、設計受託の方法と、設計監理業務の報酬のあり方を探ったものに検討を加えた報告である。

2. 調査対象と調査方法の概要

調査対象は、日本建築家協会東海支部(愛知県・静岡県・岐阜県・三重県・富山県・石川県・福井県の東海北陸地域)会員が所属する建築事務所とした。

調査は、昭和55年5月8日、調査用紙を対象者の手元

表1 調査対象事務所の規模 (件%)

所在地の人員 人員数	25万円以下	26万円 50万円	51万円 100万円	101万円 150万円	151万円 200万円	201万円 人以上	不明	計
5人以下	1 16.7	1 16.7				4 65.7		6 100
6~10	2 16.7	2 16.7	1 8.3			6 50.0	1 8.3	12 100
11~15	1 12.5	3 37.5				3 37.5	1 12.5	8 100
16~20	2 25.0					5 62.5	1 12.5	8 100
21~25						2 100		2 100
26~30							1 100	1 100
30人以上		1 25.0				2 50.0	1 25.0	4 100
不明							1 100	1 100
計	6 14.3	7 16.7	1 2.4	0 0	0 0	22 52.4	6 14.3	42 100

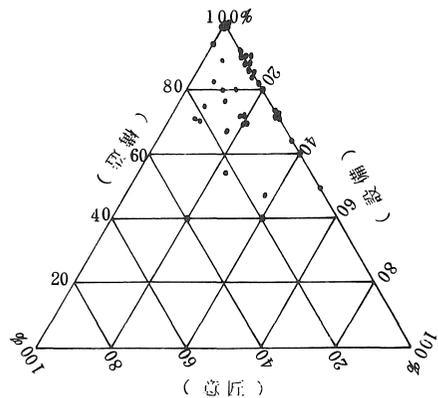


図1 所員の数構成

に郵送し、対象者自身によって回答を記入、返送してもらう方法を取った。その結果、42名の回答を得た。

調査対象事務所の概要を、表1、図1、に示した。これによると、各事務所の所員数は、6~10人のもの28.6%、11~15人、16~20人のもの各19.0%、5人以下のもの14.3%で、20人以下の事務所が全回答の81.0%を占めた。また、各事務所における所員の専門技術構成は、多くの事務所で意匠「8」の割合に、構造、建築設備各「1」の割合で前後し、意匠設計を主たる業務にする事務所と考えられる。なお、建築設備の専門所員のいない事務所も24社あった。

3. 調査結果

a) 公共建築の設計受託内訳について

各事務所で、最近3ケ年に設計受託した建築物の用途を延べ数で調べると、85.7%の事務所で「住宅（集合住宅を含む）」の設計が行なわれて、73.8%の事務所で「学校」の設計が行なわれていた。以下、「病院・診療所」52.4%、「児童福祉施設」45.2%であった。

また、ここ3年以内に設計した建築物の件数が一番多いものに「住宅（集合住宅を含む）」を上げる事務所が多く、一番多いものに上がった建築物の42.5%を占め、次に「学校」を上げるものが多く同様40.0%であった。

各建築事務所で設計を得意とする建築物をみると、第1位に「住宅（集合住宅を含む）」を上げる事務所が一番多く、1位に上げられた建築物の43.2%を占め、次に「病院・診療所」の18.9%であった。また、第2位に上げられた建築物は「学校」が34.2%、「住宅」が21.1%、「病院・診療所」が15.8%であった。

各建築事務所の「設計を得意とする建築物」「設計受託件数の多い建築物」「設計報酬の高い建築物」の順位の相互関係をみると、得意とするもの1位・2位においては、設計受託件数、報酬額ともに高い順位を占め、得意順位の低い7・8・9位のもの、他より比較的受託件数も少なく、その設計報酬額も低い傾向がみられた。

b) 公共建築の設計受託形態について

現状における公共建築の設計受託の形態で、一番多く行なわれているのが「特命」で、次が「見積り合わせ」であった。これを建築物の用途別に見ると、住宅（集合住宅を含む）では、ほとんどが「特命」で、「見積り合わせ」がわずかにある程度であった。一方、学校においても「特命」が多いが、「入札」「見積り合わせ」「指名コンペティション」と種々の方法で行なわれていた。

公共建築の設計受託形態のあるべき姿として、回答者の90.6%の者が「特命」を考えている。しかし、現状で

表2 設計受託件数の順位

	住宅	学校	病院	市民会館	老人福祉	婦人福祉	児童福祉	図書館	その他	計
1位	17 42.5	16 40.0	2 5.0		1 2.5			1 2.5	3 7.5	40 100
2位	9 23.7	10 26.3	7 18.4		3 7.9				9 23.7	38 100
3位	3 8.1	3 8.1	11 29.7	3 8.1	3 8.1	1 2.7	5 13.5		8 21.6	37 100
4位	2 8.0	1 4.0	1 4.0	7 28.0	2 8.0	1 4.0	3 32.0	1 4.0	2 8.0	25 100
5位	2 10.5	1 5.3	1 5.3	2 10.5	5 26.3	2 10.5	3 15.8	2 10.5	1 5.3	19 100
6位				2 35.3		1 16.7	1 16.7	1 16.7	1 16.7	6 100
7位	1 33.3				1 33.3		1 33.3			3 100
8位						1 33.3	1 33.3	1 33.3		3 100

表3 設計を得意とする建築物の順位

	住宅	学校	病院	市民会館	老人福祉	婦人福祉	児童福祉	図書館	その他	計
1位	16 43.2	3 8.1	7 18.9	1 2.7	2 5.4			1 2.7	7 18.9	37 100
2位	8 21.1	13 34.2	6 15.8	4 10.5	1 2.6	1 2.6	2 5.3		3 7.9	38 100
3位	2 6.7	4 13.3	8 26.7	2 6.7	5 16.7	2 6.7	4 13.3		3 10.0	30 100
4位	3 11.5	2 7.7	2 7.7	4 15.4	4 15.4	1 3.8	4 15.4	3 11.5	3 11.5	26 100
5位	1 5.3	4 21.1	1 5.3	1 5.3	4 21.1	2 10.5	4 21.1	1 5.3	1 5.3	19 100
6位	1 7.7	1 7.7	1 7.7	1 7.7	1 7.7	7 46.2		1 7.7	1 7.7	13 100
7位	1 7.7	1 7.7	1 7.7			1 7.7	5 38.5	4 30.8		13 100
8位	2 18.2	1 9.1	1 9.1	3 27.3	1 9.1	2 18.2		1 9.1		11 100
9位							1 16.7	4 66.7	1 16.7	6 100

表4 得意、受託件数、報酬額の各順位の相互関係(件)

A順位	B・C順位																		
	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位										
1位	20	17	9	8	1	1	2	3	2	1	1								
2位	10	8	13	11			7	3	3	1	1	1	1				1	2	
3位	3	2	5	7	14	6	2	4	3	3		2						1	
4位		5	3	6	3	3	5	6	5	4								2	1
5位			1	3	1														
6位																			
7位																			
8位																			
9位																			

表5 設計受託形態頻度 (件%)

	特命	入札	見積り合せ	オープンコンペ	指名コンペ	その他
1位	28 92.3	2 5.9	4 11.8		2 5.9	1 2.9
2位	4 11.8	4 11.8	16 47.1		3 8.8	
3位	2 5.9	9 26.5	5 14.7		5 14.7	
4位		3 8.8		1 2.9	5 14.7	1 2.9
5位				1 2.9		

の受託形態としては、「見積り合わせ」を考る者が53.8%、「指名コンペティション」を考る者が30.8%で、「特命」を考る者、「入札」「オープンコンペティション」を考る者はわずかであった。

これは、建築家が考る設計姿勢を一般人に十分理解されていないと言う建築家自身の認識による結果で、今後は、日常の設計活動を通し、一般人への理解を深める努力が必要であると考えられる。

c) 公共建築の設計監理報酬について

図2, 3は、最近3年間に受託した公共建築の設計監理報酬率の具体的な事例(設計監理報酬の大きなもの5件)をまとめたものである。なお、この表は、用途別に

記入された建築物を建築士法第25条の規定に基づき告示された、業務報酬の基準による建築物の類別に従い分類し、工事費と設計監理報酬率の関係をみたものである。

第3類では、報酬率の下限が3.0%前後に見られ、建築物の用途、工事費による違いはあまり見られない。しかし、第2類では、建築物の用途や工事費により、報酬率が3.0%を中心に上下に大きくばらつきがみられる。

これは、第2類より第3類の建築物の方が複雑な設計等を必要とする場合が多く、また、第2類には、学校・共同住宅等、設計の基本が発注者側から示されるものがあり、工事費＝設計の難易に結びつかないためと考えられた。

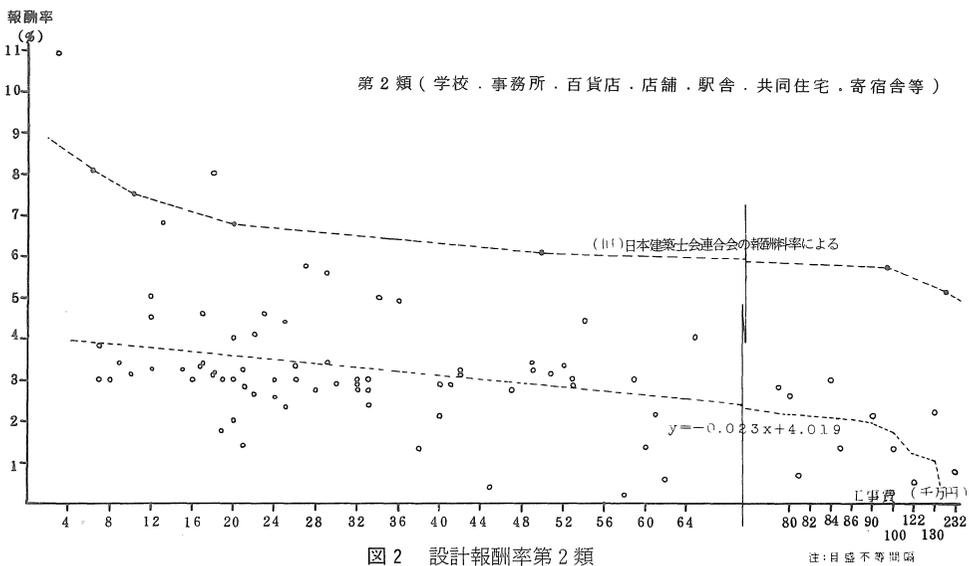


図2 設計報酬率第2類

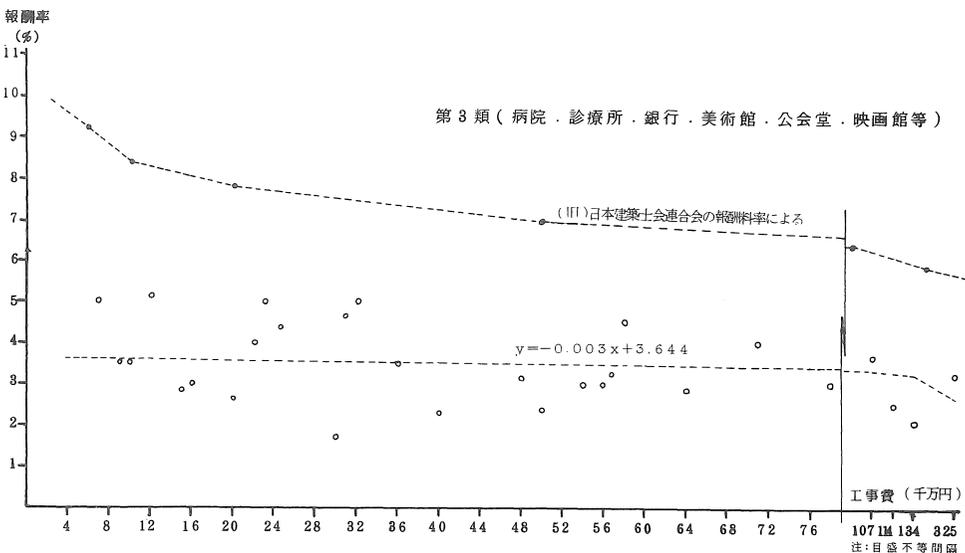


図3 設計報酬率第3類

また、建築士の業務及び報酬規定（日本建築士会連合会 昭和49.2.15施行）による「工事費に対する設計監理報酬の料率」と比較すると、きわめて低率であることがわかった。これによって設計監理の質が著しく低下することがあるとすれば、このことについて十分検討配慮をしなければならないと考える。（上記、報酬率は公正取引委員会に独禁法に抵触するものとして廃止勧告され廃止された。）

d) 公共建築の設計受託への諸意見について

「公共建築の設計受託」「報酬ダンピングの防止」「土法25条の運用」についての意見を記述式で回答願ったものを要約し分類した。

〈公共建築の設計受託についての意見〉

発注は特命とする	8名
設計監理報酬が安い	5名
オープンコンペティション、指名コンペティションにする	5名
入札制度を廃止する	5名
設計期間が短い	4名
実力が正しく評価されていない	4名
その他	10名

〈報酬ダンピングの防止についての意見〉

設計者の自覚と倫理向上・意志統一	13名
官公庁等の発注者側の姿勢を改める	11名
入札制度の廃止	7名
一般社会への職能の啓蒙	6名
設計者の組織の確立とまとめ	6名
入札金額を公表し、不良業者を締め出す	5名
その他	11名

〈土法25条の運用実態についての状況〉

運用されていない	12名
----------	-----

発注者へのPRと理解に努める	10名
官公庁の発注姿勢に問題がある	9名
主に民間で運用している	4名
設計者とその団体の努力不足	4名
発注者側に納得できるよう改正する	3名
その他	4名

建築士法25条とは、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を建設大臣が定め、勧告できるというものであるが、ここでもわかるように土法25条の運用は、全く行なわれていない様子で、多くの事務所で、設計監理の報酬の決定に苦慮しているようであった。このため報酬のダンピング防止には「設計者の自覚と倫理の向上・設計者相互の意志の統一」が必要と述べる者が目立った。また、設計者としての反省と共に、社会的背景を指摘する意見も多く、社会全体の問題として考える必要があると思われる。

4. おわりに

以上、公共建築の設計受託現況の結果を報告した。設計受託に関わる問題は、単に報酬率の問題だけでなく、さらに詳細な分析を試み、巾広く問題を解決する糸口を探っていきたい。

参考文献

- 1)山根正次郎：建築家の職能，建築と社会，1．61-62. 1981.
- 2)中島一，松本壮一郎：建築家の建築設計監理とその報酬についての意識調査（その1）（その2），愛知工業大学研究報告 No.12. 135-151. 1977.

（受理 昭和56年1月16日）